

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年6月9日(水)16時00分～17時00分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、真田安全審査官、堀内安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 保安管理部施設安全課 技術副主幹 他8名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年4月26日付けで申請のあった原子力科学研究所の核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書について、提出資料に基づき、以下のとおり説明があった。

○プルトニウム研究1棟について、当該施設が政令第41条非該当施設¹へ変更することに伴い、関連する規定を削除する変更を行う。

○JRR-3について、令和3年3月30日付け原規規発第21033017号で許可を得た核燃料物質使用変更許可の内容を反映するため、中性子散乱実験用貯蔵箱の設置に伴う、核燃料物質の貯蔵上の核的制限値を追加する等の変更を行う。

○中性子散乱実験用貯蔵箱の設置、運用開始にあたり、現在、使用前確認申請を行っているところである。使用前確認証の交付を受けるまでは、当該貯蔵箱において核燃料物質の貯蔵を行わないことを明確にするため、保安規定変更認可申請のうちの施行期日に係る記載を変更する一部補正を行うことを考えている。

(2) 原子力規制庁からは、説明内容の事実確認を行うとともに、今後申請される一部補正の内容については、申請後に確認する旨を伝えた。

6. 提出資料

- ・原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定「第4編 プルトニウム研究1棟の管理」の削除について
- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない施設

施設等保安規定と審査基準との整理表(第1編 総則 第2編 放射線管理 第4編
プルトニウム研究1棟の管理)

・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用
施設等保安規定と審査基準との整理表(第1編総則 第6編 JRR-3 の管理)